

TOKYO PRO-BOND Market における各種開示情報の掲載方法等の一部見直しに伴う 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

- 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表 ····· 1
 - 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表 ····· 3

以上

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
(決算情報の開示)	(決算情報の開示)
第127条 上場会社は、事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計期間若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容が定まった場合は、当該事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計期間若しくは中間連結会計期間の終了後直ちにその内容を開示しなければならない。	第127条 上場会社は、事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計期間若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容が定まった場合は、 <u>施行規則で定めるところにより</u> 、当該事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計期間若しくは中間連結会計期間の終了後直ちにその内容を開示しなければならない。
(発行者等のウェブサイト)	(発行者等のウェブサイト)
第205条 プログラム上場を行う者、新規上場申請者及び上場債券の発行者は、新規上場申請日以降、施行規則で定める事項を当該者の情報を掲載するウェブサイトに掲載し、無料で投資者の閲覧に供する <u>よう努める</u> ものとする。	第205条 プログラム上場を行う者、新規上場申請者及び上場債券の発行者は、新規上場申請日以降、施行規則で定める事項を当該者の情報を掲載するウェブサイトに掲載し、無料で投資者の閲覧に供するものとする。
2 (略)	2 (略)
(プログラム上場)	(プログラム上場)
第206条 債券の新規上場申請を行おうとする者は、当該債券が第212条各号に掲げる事項を満たしている場合その他施行規則で定める場合は、プログラム上場を行うことができる。この場合において、同条第1号中「債券又は債券に係るプログラム情報」とあるのは「債券に係るプログラム情報」と、同条第2号中「当該債券を引き受ける主幹事証券会社（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第147条第3号に定める主幹事会社に相当する者をいう。）」とあるのは「元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものとしてプログラム情報にその名称を記載された者」と、それぞれ読み替える。	第206条 債券の新規上場申請を行おうとする者は、当該債券が第212条各号に掲げる事項を満たしている場合その他施行規則で定める場合は、プログラム上場を行うことができる。この場合において、同条第1号中「 <u>当該債券又は当該債券に係るプログラム情報</u> 」とあるのは「 <u>当該債券に係るプログラム情報</u> 」と、同条第2号中「当該債券を引き受ける主幹事証券会社（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第147条第3号に定める主幹事会社に相当する者をいう。）」とあるのは「元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものとしてプログラム情報にその名称を記載された者」と、それぞれ読み替

<p>2～8 (略)</p> <p>(ディスクロージャー)</p> <p>第214条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 上場債券の発行者等は、前項の規定により当該上場債券の発行者等のウェブサイトにおいて情報の開示を行った場合には、当該開示後、速やかに当取引所に<u>当該情報に係る書類を提出しなければならない。</u></p> <p>4 <u>当取引所は、前項に規定する書類の提出を受けた場合には、速やかに、当取引所のウェブサイトに当該情報を掲載するものとする。</u></p>	<p>える。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>(ディスクロージャー)</p> <p>第214条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>当取引所は、上場債券の発行者等が前項の規定により当該上場債券の発行者等のウェブサイトにおいて情報の開示を行った場合には、当該開示後、速やかに当取引所のウェブサイトに当該情報を掲載するものとする。</u></p> <p>(新設)</p>
--	--

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(発行者情報) 第116条 (略) 2・3 (略) 4 特例第128条第1項及び第2項に規定する公表の方法並びに証券情報等内閣府令第7条第1項第1号、第9条第1号及び第11条第1号に規定する特定取引所規則において定める公表の方法とは、第104条第1項に定める方法とする。この場合において、 <u>上場会社は、特例第128条第1項又は第2項の規定により第104条第1項第2号の方法による公表をしたときは、速やかに、当該公表された書類を当取引所に提出しなければならない。</u>	(発行者情報) 第116条 (略) 2・3 (略) 4 特例第128条第1項及び第2項に規定する公表の方法並びに証券情報等内閣府令第7条第1項第1号、第9条第1号及び第11条第1号に規定する特定取引所規則において定める公表の方法とは、第104条第1項に定める方法とする。この場合において、 <u>当取引所は、上場会社が特例第128条第1項又は第2項の規定により第104条第1項第2号の方法による公表をしたときは、速やかに、当該公表された書類を当取引所のウェブサイトに掲載するものとする。</u>
5 <u>当取引所は、前項の規定により公表された書類の提出を受けた場合には、当該公表された書類を速やかに当取引所のウェブサイトに掲載するものとする。</u>	(新設)
6 (略) (上場後の特定証券情報の公表の方法) 第117条 特例第130条第1項及び第2項に規定する施行規則で定める方法は、第104条第1項に定める方法とする。この場合において、 <u>上場会社は、特例第130条第1項又は第2項の規定により第104条第1項第2号の方法による公表をしたときは、速やかに、当該公表された書類を当取引所に提出しなければならない。</u>	5 (略) (上場後の特定証券情報の公表の方法) 第117条 特例第130条第1項及び第2項に規定する施行規則で定める方法は、第104条第1項に定める方法とする。この場合において、 <u>当取引所は、上場会社が特例第130条第1項又は第2項の規定により第104条第1項第2号の方法による公表をしたときは、速やかに、当該公表された書類を当取引所のウェブサイトに掲載するものとする。</u>
2 <u>当取引所は、前項の規定により公表された書類の提出を受けた場合には、当該公表された書類を速やかに当取引所のウェブサイトに掲載す</u>	(新設)

るものとする。

(発行者等のウェブサイトでの開示内容)

第201条 特例第205条第1項に規定する施行規則で定める事項とは、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める事項をいう。

(1) 有価証券報告書の提出義務のない者(第3号に掲げる者を除く。)

a・b (略)

c 格付業者 (特例第212条第1号に規定する「格付業者」をいう。以下同じ。) から取得した新規上場申請に係る債券若しくは上場債券又は当該債券に係るプログラム情報に係る格付

d (略)

(2) 有価証券報告書の提出義務のある者

a・b (略)

c 格付業者から取得した新規上場申請に係る債券若しくは上場債券又は当該債券に係るプログラム情報に係る格付

d (略)

(3) 法第3条各号に規定する有価証券に係るプログラム上場を行う者、新規上場申請者及び発行者

a 新規上場申請に係る債券又は上場債券の発行要項

b 格付業者から取得した新規上場申請に係る債券若しくは上場債券又は当該債券に係るプログラム情報に係る格付

c (略)

(プログラム上場)

第202条 特例第206条第1項に規定する施行規則で定める場合とは、債券の上場申請を行おうとする者が、別記第5号様式の【表紙】に掲げる事項に関する情報のみを記載した当該債

(発行者等のウェブサイトでの開示内容)

第201条 特例第205条第1項に規定する施行規則で定める事項とは、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める事項をいう。

(1) 有価証券報告書の提出義務のない者(第3号に掲げる者を除く。)

a・b (略)

(新設)

c (略)

(2) 有価証券報告書の提出義務のある者

a・b (略)

(新設)

c (略)

(3) 法第3条各号に規定する有価証券に係るプログラム上場を行う者、新規上場申請者及び発行者

a 上場債券の発行要項

(新設)

b (略)

(プログラム上場)

第202条 特例第206条第1項に規定する施行規則で定める場合とは、債券の上場申請を行おうとする者が、別記第5号様式の【表紙】に掲げる事項に関する情報のみを記載した当該債

<p>券に係るプログラム情報を提出する場合であつて、当該プログラム情報の提出後、同条第6項又は特例第210条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項に関する情報を公表するときとする。</p>	<p>券に係るプログラム情報を提出する場合であつて、当該プログラム情報の提出後、同条第6項又は特例第210条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項に関する情報を公表するときとする。</p>
<p>(1) 格付業者から取得した当該プログラム情報に係る格付</p>	<p>(1) 格付業者 <u>(特例第212条第1号に規定する「格付業者」をいう。)</u> から取得した当該プログラム情報に係る格付け</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>2~5 (略)</p>	<p>2~5 (略)</p>
<p>6 <u>プログラム上場を行う者は、特例第206条第6項又は第7項の規定により前項第2号の方法による公表をしたときは、速やかに、当該公表された書類を当取引所に提出しなければならない。</u></p>	<p>6 <u>当取引所は、プログラム上場を行う者が特例第206条第6項又は第7項の規定により前項第2号の方法による公表をしたときは、速やかに、当該公表された書類を当取引所のウェブサイトに掲載するものとする。</u></p>
<p>7 <u>当取引所は、前項の規定により公表された書類の提出を受けた場合には、当該公表された書類を速やかに当取引所のウェブサイトに掲載するものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(新規上場申請時の公表の方法)</p>	<p>(新規上場申請時の公表の方法)</p>
<p>第205条 (略)</p>	<p>第205条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 <u>新規上場申請者は、特例第210条第1項、第2項又は第3項の規定により第1項第2号の方法による公表をしたときは、速やかに、当該公表された書類を当取引所に提出しなければならない。</u></p>	<p>3 <u>当取引所は、新規上場申請者が特例第210条第1項、第2項又は第3項の規定により第1項第2号の方法による公表をしたときは、速やかに、当該公表された書類を当取引所のウェブサイトに掲載するものとする。</u></p>
<p>4 <u>当取引所は、前項の規定により公表された書類の提出を受けた場合には、当該公表された書類を速やかに当取引所のウェブサイトに掲載するものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(発行者情報)</p>	<p>(発行者情報)</p>
<p>第208条 (略)</p>	<p>第208条 (略)</p>
<p>2~8 (略)</p>	<p>2~8 (略)</p>

<p>9 上場債券の発行者は、第6項又は前項の規定により第205条第1項第2号の方法による公表をしたときは、速やかに、当該公表された書類を当取引所に提出しなければならない。</p>	<p>9 当取引所は、上場債券の発行者が第6項又は前項の規定により第205条第1項第2号の方法による公表をしたときは、速やかに、当該公表された書類を当取引所のウェブサイトに掲載するものとする。</p>
<p>10 当取引所は、前項の規定により公表された書類の提出を受けた場合には、当該公表された書類を速やかに当取引所のウェブサイトに掲載するものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>11 特例第217条第1項及び第2項に規定する公表の方法並びに証券情報等内閣府令第7条第1項第1号、第9条第1号及び第11条第1号に規定する特定取引所規則において定める公表の方法は、第205条第1項又は第2項に定める方法とする。この場合において、<u>上場債券の発行者は、特例第217条第1項又は第2項の規定により第205条第1項第2号の方法による公表をしたときは、速やかに、当該公表された書類を当取引所に提出しなければならない。</u></p>	<p>10 特例第217条第1項及び第2項に規定する公表の方法並びに証券情報等内閣府令第7条第1項第1号、第9条第1号及び第11条第1号に規定する特定取引所規則において定める公表の方法は、第205条第1項又は第2項に定める方法とする。この場合において、<u>当取引所は、上場債券の発行者が特例第217条第1項又は第2項の規定により第205条第1項第2号の方法による公表をしたときは、速やかに、当該公表された書類を当取引所のウェブサイトに掲載するものとする。</u></p>
<p>12 当取引所は、前項の規定により公表された書類の提出を受けた場合には、当該公表された書類を速やかに当取引所のウェブサイトに掲載するものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>13 (略)</p>	<p>11 (略)</p>
<p>(違約金)</p> <p>第211条 当取引所は、次の各号に掲げる場合において、当該上場債券の発行者が当取引所の市場に対する投資者の信頼を毀損したと当取引所が認めるとときは、当該上場債券の発行者に対して、特例第221条第1項第2号の規定により違約金の支払いを求めることができる。この場合には、当取引所はその旨を公表するものとする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(違約金)</p> <p>第211条 当取引所は、次の各号に掲げる場合において、当該上場債券の発行者が当取引所の市場に対する投資者の信頼を毀損したと当取引所が認めるとときは、当該上場債券の発行者に対して、特例第221条第1項第2号の規定により違約金の支払いを求めることができる。この場合には、当取引所はその旨を公表するものとする。</p> <p>(1) (略)</p>

<p>(2) 上場債券の発行者が特例その他の規則に違反したと当取引所が認める場合 2・3 (略)</p>	<p>(2) 上場債券の発行者が特例その他の規則に違反したと当取引所が認める場合 2・3 (略)</p>
<p>付 則</p>	
<p>この改正規定は、平成25年5月20日から施行する。</p>	
<p>別記第4号様式</p>	<p>別記第4号様式</p>
<p>発行者情報</p>	<p>発行者情報</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>1～4 (略)</p>	<p>1～4 (略)</p>
<p>第一部～第三部 (略)</p>	<p>第一部～第三部 (略)</p>
<p>(記載上の注意)</p>	<p>(記載上の注意)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(1)～(31) (略)</p>	<p>(1)～(31) (略)</p>
<p>(32)</p>	<p>(32)</p>
<p>a (略)</p>	<p>a (略)</p>
<p>b 当連結会計年度の開始日から発行者情報の公示日までの間に、保有期間等に関する確約（第3号様式において規定する保有期間等に関する確約をいう。）を取得者等との間で締結している株式（当該株式の発行時において、既に金融商品取引所に発行株式が上場されている会社又は認可金融商品取引業協会に発行株式が店頭売買有価証券として登録されている会社にあっては、当該株式の発行価額の総額が1億円以上のものに限る。）について当該取得者により移動（譲受けを除く。）が行われた場合には、移動年月日、移動前所有者、移動後所有者、移動内容、</p>	<p>b 当連結会計年度の開始日から発行者情報の公示日までの間に、保有期間等に関する確約（第3号様式において規定する保有期間等に関する確約をいう。）を取得者等との間で締結している株式（当該株式の発行時において、既に金融商品取引所に発行株式が上場されている会社又は認可金融商品取引業協会に発行株式が店頭売買有価証券として登録されている会社にあっては、当該株式の発行価額の総額が1億円以上のものに限る。）について当該取得者により移動（譲受けを除く。）が行われた場合には、移動年月日、移動前所有者、移動後所有者、移動内容、</p>

移動理由等について、第3号様式の「第四部 株式公開情報」の「第2の3取得者の株式等の移動状況」に準じて記載すること。

c (略)

(33)～(57) (略)

別記第8号様式

特定証券情報

(略)

1～4 (略)

第一部【証券情報】

第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】

1【新規発行社債】(4)

(略)	
格付に関する情報	

2・3 (略)

第2・第3 (略)

第二部～第四部 (略)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a 記載事項及び記載上の注意は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、必要に応じて本国等における法制度、会計基準（特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）第209条第5項に規定するものに限る。）、実務慣行等を勘案した上で、これに準じて記載（「表示」を含む。以下同じ。）することができる。本記載上の注意に記載のない事項に

移動理由等について、第3号様式の「第四部 株式公開情報」の「第2の3取得者の株式等の移動状況」に準じて記載すること。

c (略)

(33)～(57) (略)

別記第8号様式

特定証券情報

(略)

1～4 (略)

第一部【証券情報】

第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】

1【新規発行社債】(4)

(略)	
取得格付	

2・3 (略)

第2・第3 (略)

第二部～第四部 (略)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a 記載事項及び記載上の注意は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、必要に応じて本国等における法制度、会計基準（特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）第209条第5項に規定するものに限る。）、実務慣行等を勘案した上で、これに準じて記載（「表示」を含む。以下同じ。）することができる。本記載上の注意に記載のない事項に

については、第3号様式の記載上の注意（1）のbからdまで及びgからjまで、（2）、（3）、（5）から（7）まで、（9）、（10）、（17）、（18）のb及びc、（19）のb及びc、（20）のb、c、e及びf、（25）から（28）まで、（65）から（67）まで、（70）並びに（71）に準じて記載するものとする。また、特定証券情報を英語で記載する場合には、記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。

b・c (略)

(2)・(3) (略)

(4) 新規発行社債

a～k (略)

1 「格付に関する情報」の欄には、当該発行に係る社債について、発行者の申込みにより格付を付与した格付業者の名称を記載すること。なお、複数の格付業者から格付を取得している場合には、これらのすべてについて記載すること。

(5)～(7) (略)

(8) 経理の状況

a 連結財務諸表等について、特例第209条第5項に規定する会計基準のうちいずれかの会計基準によって作成されたものであるかを記載すること。

b 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令又は準則の定めるところにより若しくはこれらに準じて連結財務諸表等を作成している場合には、その旨を記載すること。

c 連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及び作成していない理由を記載すること。

d 連結財務諸表等について監査証明を受けている監査法人の名称を記載すること。また、最近2連結会計年度等において監査法人の異動があった場合には、その旨を記載すること。

については、第3号様式の記載上の注意（1）のbからdまで及びgからjまで、（2）、（3）、（5）から（7）まで、（9）、（10）、（17）、（18）のb及びc、（19）のb及びc、（20）のb、c、e及びf、（25）から（28）まで、（59）から（67）まで、（70）並びに（71）に準じて記載するものとする。また、特定証券情報を英語で記載する場合には、記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。

b・c (略)

(2)・(3) (略)

(4) 新規発行社債

a～k (略)

1 「取得格付」の欄には、当該発行に係る社債について、発行者が申込みにより取得する格付、当該格付を付与した格付業者の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらのすべてについて記載すること。

(5)～(7) (略)

(新設)

<p>e 最近連結会計年度等において決算期を変更した場合には、その旨及び変更の内容を記載すること。</p>	
<p>(9) 連結財務諸表</p>	<p>(新設)</p>
<p>a 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、最近連結会計年度の比較情報を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。</p>	
<p>b 連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表等を会社の実態に即して適正に記載すること。</p>	
<p>c 連結財務諸表に対する監査報告書は、連結財務諸表に添付すること。</p>	
<p>(10) 連結貸借対照表</p>	<p>(新設)</p>
<p>最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表を掲げること。</p>	
<p>(11) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書 最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を掲げること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(12) 連結株主資本等変動計算書 最近連結会計年度の連結株主資本等変動計算書を掲げること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(13) 連結キャッシュ・フロー計算書 最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書を掲げること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(14) (略)</p>	<p>(8) (略)</p>
<p>(15) (略)</p>	<p>(9) (略)</p>
<p>(16) (略)</p>	<p>(10) (略)</p>
<p>(17) (略)</p>	<p>(11) (略)</p>

